

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
令和7年秋の全国交通安全運動実施計画

「令和7年秋の全国交通安全運動推進要綱」（令和7年7月1日付中央交通安全対策会議交通対策本部決定）に基づき、当機構は下記のとおり実施項目を定め、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」という。）と連携し、引き続き効果的な交通事故防止の取組みを推進する。

なお、取組みにあたっては、地域の実情に応じた運動を展開するものとする。

記

1 大型車両等の通行についての指導取締り

- (1) 大型車両等による交通事故を防止し、併せて道路の保全を図るため、道路法及び車両制限令の違反者に対し、「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道路局長通達）を踏まえ、道路法及び車両制限令の趣旨及び内容について事業者及び荷主等に対して積極的に広報活動を行い、また会社及び関係機関との連携を取りつつ、取締り、指導を徹底する。
- (2) 危険物運搬車両について、「危険物運搬車両の事故防止等対策についての申合せ」（平成9年12月12日付け関係省庁等申合せ）に基づき、危険物運搬車両の通行に関する交通安全啓発活動を推進するとともに、会社及び関係機関との連携を取りつつ、道路法及び車両制限令違反車両の取締りの実施、交通事故発生時の対応の強化を図る。
- (3) 積載物の落下により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある車両（積載不適当車両）について、会社と連携し、指導取締りを徹底する。

2 事故防止の取組み

- (1) 重大事故につながる逆走、自動車専用道路への歩行者や自転車の誤進入について、会社と連携し、対策及び啓発を行う。
- (2) 高速道路上において、車外への放出を伴う事故や後続車による追突事故が相次いでいることから、全ての座席でのシートベルト着用、チャイルドシート使用の徹底を呼び掛けるとともに、渋滞最後尾でのハザードランプ点灯や夕暮れ時の早めのライト点灯により、他車からの視認性・認知性向上を図ることによる事故防止に努め、さらに、高速道路上の事故・故障時の対応等について、会社と連携し、事故被害軽減を図る対策及び啓発を行う。
- (3) 居眠り運転や飲酒運転の防止、運転中の携帯電話・スマートフォン等の操作や妨害運転等の危険な運転の禁止、安全な速度・適切な車間距離での運転等について、会社と連携し、対策及び啓発を行う。

3 広報活動の推進

- (1) 会社及び関係団体を通じ、横断幕、ポスター、デジタルサイネージ、Webサイト、SNS等幅広い媒体を用いての広報活動や路側放送、道路情報提供装置等を活用した交通安全の呼びかけ等を行うとともに、サービスエリア、パーキングエリア等の施設を活用し、交通安全に関する広報啓発活動を積極的に実施する。
- (2) 道路を保全し、大型車両の安全な通行を確保するため、道路法及び車両制限令の趣旨及びその内容について、事業者や荷主等のほか、一般の高速道路利用者に対しても積極的な広報活動を行う。加えて、道路の適正な利用を促進する観点から、違反者等に対して、特殊車両通行許可等の適正な取得や道路法及び車両制限令違反者に対する指導取締りについての広報啓発活動を実施する。

以上